



令和3年4月21日

市政記者 様

## 長崎市中小事業者等一時金の申請期限を 5月31日（月）まで延長します。

令和3年3月8日（月）から実施している長崎市中小事業者等一時金につきましては、より多くの事業者に申請を行っていただけるよう、令和3年4月30日（金）としている申請期限を令和3年5月31日（月）まで延長します。

本一時金は、飲食店との取引の有無に関わらず、幅広い業種の事業者が対象となり得ますので、改めて周知にご協力いただきますようお願いいたします。

### 1 申請期間

【延長前】令和3年3月8日（月）から令和3年4月30日（金）まで（消印有効）

【延長後】令和3年3月8日（月）から令和3年5月31日（月）まで（消印有効）

### 2 申請要件等 別添申請要領参照

※営業時間短縮要請協力金（長崎市及び長崎県内の他市町から給付を受けたもの）との**併給不可**

### 3 支給額 法人、個人事業主ともに 20万円（定額）

※一定の要件を満たす場合は 30万円（定額）

### 4 問い合わせ先 専用コールセンター（9：00～17：00）※土日祝日除く

050-8881-6529